

本市が児童相談所を持った場合の望ましい姿について

八王子市民生委員児童委員協議第17地区

山本 英雄

1、保健所、教育センターとの結合について

児童相談所の相談業務は、養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談、これらに該当しない18歳未満の児童の相談です。しかしながら、現状の児童相談所は重篤な児童虐待の対応に追われ、養護相談が中心の相談・支援業務になっています。

そこで、保健相談・障害相談については保健所の機能と人員を結合させ、非行相談・育成相談については教育センターの機能と人員を結合させ、児童相談所の相談業務の一部を本市の他の機関から充足させることが望ましいと考えます。

2、インターン制度の導入

前回の検討委員会で話題となった児童相談所の児童福祉司や心理福祉司の人材確保と養成について、インターン制度の導入を提案します。

福祉系の学部を持つ大学と提携し、3年・4年時の2年間をインターンとして、児童相談所に勤務させ、スキルを身に付けさせます。インターン期間終了後、専門職として市の職員への採用枠をつくり、適性を見ながら採用して行く仕組みを作ります。

インターン期間中は、準職員扱いとして、給与を支給し、守秘義務も課します。大学の必須単位とするか否かは検討を要しますが、確実に人材の確保と養成が可能と考えます。